

○養育支援訪問事業

利用対象者

養育に関し特に個別の支援が必要と市長が判断した児童及びその保護者又は妊婦

事業の内容

専門的訪問支援（保健師等が訪問により相談・指導・助言等）

育児・家事援助（ホームヘルパーを家庭に派遣）

事業の実施方法

専門的訪問支援は母子保健事業と一体的に実施予定

育児・家事支援は宍粟市社会福祉協議会に委託して実施

利用の決定

要保護児童対策地域協議会ケース会議を開催して利用有無を決定する。

→平成 29 年 4 月からは、産前産後に家事を依頼する人がない場合も
利用できるように改正予定

利用料金

無料 →平成 29 年 4 月からは一部負担金を徴収予定

○子育て短期支援事業

利用対象者

児童の保護者が社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等をいう。）又は身体的若しくは精神的事由（育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等をいう。）により一時的に家庭において養育できない場合又は母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合

実施方法

児童養護施設・母子生活支援施設等に委託して実施

利用期間

7 日以内 やむを得ない場合は延長あり

利用料金

0 円～5,350 円（市民税額による）